



【編集・発行】 清瀬市消費生活センター
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター (電話) 042 (495) 6211

No.82 (平成 30 (2018) 年 5 月)

ちえのわ

ちえのわフェスタ 開催します!



ちえのわフェスタ
消費生活センター入り口

6月8日 (金) 午前10時~午後3時
9日 (土)



石けん販売

消費生活センター登録団体による
ミニ消費生活展 (旧エコまつり) を開催

健康チェック・ごみ相談・リユース食器販売・石けん販売と実演・つるし飾り展示と講習・地場野菜販売・リサイクルバザー・軽食・お楽しみ抽選・エキスチェンジ・フードドライブ (家庭で余っている食品を福祉団体や施設などに寄付する活動) などためになること、楽しいことがたくさんあります。どなたでも参加できます。ぜひお越しください!



リサイクルバザー

フードドライブ回収品目…缶詰 (瓶は不可)、インスタント・レトルト食品、パスタなどの乾物、コーヒー・お茶などの嗜好品、醤油・みそ・砂糖などの調味料、米。



吊るし飾り

平成 30 (2018) 年 第 1 回 消費生活講座開催のお知らせ

食育講座① 『梅』で暑い夏を乗り切りましょう!

日時 6月27日 (水) 午後1時30分~4時
講師 小川睦子さん (梅干研究所 主宰)
場所 消費生活センター3階 調理室
材料費 1500円

◆保育あり
要予約



申込み 6月1日 (金) から20日 (水) までの平日午前9時から午後5時までの間に
消費生活センター窓口に費用を添えてお申込みください。先着24人

◆詳しいことは6月1日号の市報をご覧ください。

消費生活相談の現場から

架空請求はがき まだまだ続いています！

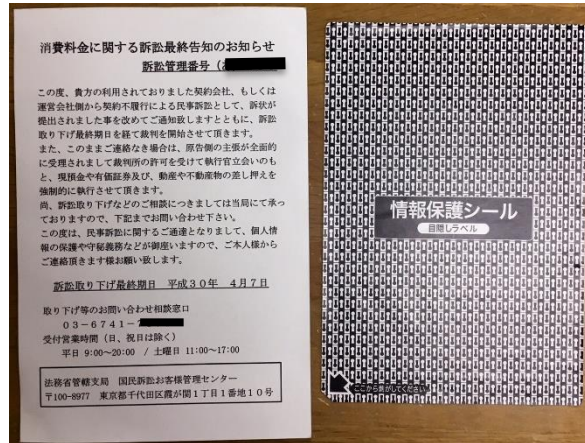


【相談事例】

右の写真のような不当（架空）請求のハガキがお手元に届いていませんか？

身に覚えがないけど…気味が悪い、不安など、心配ですね。

数か月前より市内の60、70歳代の女性宛に多数届いています。



【消費生活相談員からのアドバイス】

不当請求ハガキのポイント

- 何（商品、役務）を、どこ（事業者）と、いつ、いくらで契約した話なのか内容がわからない。
- 約束不履行、訴訟、差し押さえ、執行官などの言葉を多用している。
- 誰かに相談させないために取り下げ最終日（連絡を受け付ける日）をハガキが届いた翌日、あるいは当日に設定してある。
- 「消費者センター」、国民生活センター、「法務省」などの誰もが知っているような公的な機関と思わせる。



※狙いは訴訟取り下げ名目でお金を振り込ませるため！

ちなみに裁判所からの訴訟書類は「特別送達」という封書で届きます。

「おや？」「あれ？」と思ったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

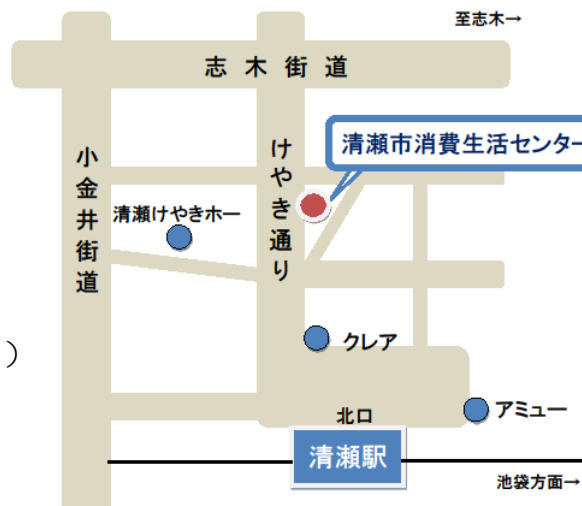
清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17
【電話】 042(495)6211
【FAX】 042(495)6221
【開館時間】 午前9時～午後10時（月～土曜日）

消費生活相談

【相談専用電話】 042(495)6212
【相談時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。

消費生活センターをご利用ください！

暮らしの中の“学びたい”や“知りたい”をお手伝いします

講座は材料費
を除き、原則
無料です



消費生活
センターに
行ってみよう

平成9年4月、清瀬駅北口徒歩3分のところに清瀬市消費生活センターは開設し、昨年20周年を迎えました。

消費生活に関する情報発信や学習の機会の提供の拠点施設として、消費生活相談、消費生活講座、消費生活展などの啓発活動、施設の貸出、消費生活に関する活動を行う市民や、団体の支援などを行っています。

消費生活講座（年間6回程度）

暮らしに役立つ身近な知識や情報を講座やワークショップ、実技などから学べる講座です。毎回、各分野の専門家が様々な「お役立ち情報」を消費者の皆様にお届けします。ぜひご参加ください。

平成30年度も充実した講座を予定しています。ぜひご参加ください！

平成29年度に実施した主な講座

【実家の片づけと生前整理】

【親子で作って食べよう！清瀬さくらチップで作る手作りソーセージ】

【清瀬産いちごで作るとろりんティラミス】

【ココロとカラダにやさしいお菓子】

【美肌コスメ選びの法則】



料理講座



手づくりソーセージ



かずのすけ氏



手づくり石けん

【使用済み油で石けんと

小麦粉のおもちゃ（スクィーズ）をつくろう】

出前講座

市内の自治会や老人クラブ、自主グループなどのご要望により、消費生活相談員が講師として地域に出向き、消費者被害の未然防止のため、実際に受けた相談事例を基に、被害にあわないためのポイントについて解説しています。

手づくりのフリップを使い、紙をめくって正解を示すなど、お子さんから高齢の方まで楽しくわかりやすく学べる講座を行っています。



テーマ例：【消費生活相談の現場から（一般・高齢者向け）】【地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう（高齢者及びその家族向け）】

申込み：生涯学習スポーツ課 生涯学習係 042(495)7001

【情報誌の発行】

●消費生活センター広報誌「ちえのわ」

(年4回 5月・8月・11月・2月)

暮らしに役立つ情報や消費生活相談事例などを掲載しています。

●きよせ暮らしのハンドブック(10月)

毎年市民まつりと同日開催される消費生活展のお知らせや、

消費生活センターの概要、消費生活トラブルの事例、登録団体の紹介などを掲載しています。

●消費生活相談事例集(3月)

皆さまに知っておいただきたい相談事例を数件取り上げて、消費生活相談員からのアドバイスを掲載しています。



【図書・DVDの貸し出し】

- 図書、DVDともに、消費者問題、食、環境、生活一般に関するものなどがあり、2週間、一人3点まで貸し出しています。月～金 9:00～17:00(祝祭日・年末年始を除く)

【市報・ホームページでの情報提供】

- 市報1日号の4面とホームページで、お役立ち情報として「消費生活相談の現場から」を掲載しています。ぜひご覧ください。



← けやき通りに面した消費生活センターの外観



相 談

消費生活に関する契約などのトラブルや商品・サービスについての疑問などは来所または電話でご相談ください。相談は無料です。

電 話 042 (495) 6212

【相談時間】月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前10時～12時、午後1時～4時

いやや
全国共通の電話番号 188 (消費者ホットライン)

相談員より

「最後まで決してあきらめない」ことを相談員全員が心がけ、悪質な消費者トラブルから被害者を救済するため、相談者へのアドバイスや事業者との交渉を粘り強く行っています。契約などで迷った時などは事前に消費生活相談にぜひお越しください。